

## 滋賀県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある住宅の移転を行う者に対して社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「国要綱」という。）に規定するがけ地近接等危険住宅移転事業に基づき補助事業を実施する市町（以下「補助事業主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象要件・補助金額等)

第2条 補助金の交付対象となる住宅は、国、地方公共団体その他の公的機関が所有する以外の住宅のうち、次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、またはこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上または生活上の支障が生じ、市町が移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告等を行ったもの（以下「危険住宅」という。）とする。ただし、避難勧告および避難指示については、当該勧告または指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

- (1) 滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)第2条および第35条の規定、および大津市建築基準条例(平成12年大津市条例第11号)第2条および第33条の規定により、建築を制限している区域
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (4) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

2 補助金の交付の対象となる経費の区分、補助対象事業の内容、補助対象限度額は、前項の規定に適合する危険住宅にかかる別表に掲げるとおりとする。ただし、急傾斜地崩壊防止事業、防災のための集団移転促進事業等同種の目的をもつ他の事業の対象となったものについては、この事業の対象としない。

3 補助金額は、前項に示す補助対象事業の内容に示す事業に要する額（前項に示す補助対象限度額を限度とする）の4分の1または補助事業主体が補助する額の4分の1のいずれか低い額を限度とする。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助事業主体の長は、補助金の交付を申請する場合は規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別添1）
- (2) 収支予算書（別添2）

- (3) 予算議決書（別添 3）
- (4) 交付申請額の算出方法および事業経費の配分書（別添 4）
- (5) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳（危険住宅の除去等に要する経費）（別添 5）
- (6) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳（危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）または改修に要する経費）（別添 6）
- (7) 危険住宅の位置図（別添 7）
- (8) 写真（別添 8）

（交付決定等）

第 4 条 知事は、補助金交付申請書を審査し適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記様式第 2 号）により、補助事業主体の長に通知するものとする。

（交付の条件等）

第 5 条 規則第 5 条第 1 項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
  - (2) 事業にかかる収入および支出についての証拠書類を事業完了後 5 年間保存しておかななければならない。
- 2 規則第 7 条第 1 項に規定する補助金の交付の申請を取り下げることのできる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内とし、その間に取り下げる旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めたときは、この期日を変更することができる。

（事業の内容等の変更）

第 6 条 補助事業主体の長は、事業の内容等を変更しようとするときは、次に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額に変更を生じる場合で、事業内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（別記様式第 3 号）
- (2) 補助金の額に変更を生じない場合で、補助対象世帯の変更をしようとするときは、事業内容変更承認申請書（別記様式第 4 号）
- (3) 前各号以外の場合で、経費の配分を変更しようとするときは経費の配分の変更承認申請書（別記様式第 5 号）

（事業の廃止等）

第 7 条 補助事業主体の長は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

（状況報告および調査）

第 8 条 知事は、必要に応じて随時に補助事業主体の長から補助事業の遂行状況の報告を

求め、または調査することができる。

(実績報告)

第 9 条 補助事業主体の長は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、当該事業の完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して、1 月を経過した日、または当該事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 10 条 知事は、補助事業の完了の実績報告を受理した場合は、報告書の内容および必要に応じて行う現地調査により当該報告に係る事業の成果が交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（別記様式第 7 号）により補助事業主体の長に通知するものとする。

(補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知)

第 11 条 規則第 6 条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第 3 条の補助金等交付申請書の、規則第 13 条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第 12 条の補助事業等実績報告書の提出があつた日からそれぞれ 30 日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 12 条 補助事業主体の長は、第 3 条の規定に基づく交付の申請、第 6 条の規定に基づく交付の変更申請、第 7 条の規定に基づく中止または廃止の申請および第 9 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用することができる。

付則 この要綱は、昭和 48 年 11 月 20 日から施行し、昭和 48 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、昭和 49 年 10 月 21 日から施行し、昭和 49 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、昭和 51 年 10 月 21 日から施行し、昭和 51 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、昭和 52 年 10 月 1 日から施行し、昭和 52 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、昭和 53 年 10 月 27 日から施行し、昭和 53 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、昭和 54 年 12 月 13 日から施行し、昭和 54 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、昭和 55 年 6 月 10 日から施行する。

付則 この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

- 付則 この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 付則 この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 付則 この要綱は、昭和 59 年 4 月 5 日から施行する。
- 付則 この要綱は、昭和 60 年 5 月 16 日から施行し、昭和 60 年度分の補助金から適用する。
- 付則 この要綱は、昭和 62 年 8 月 18 日から施行し、昭和 62 年度分の補助金から適用する。
- 付則 この要綱は、平成元年 5 月 28 日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 3 年 2 月 4 日から施行し、平成 2 年度分の補助金から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 3 年 9 月 12 日から施行し、平成 3 年度分の補助金から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。
- 付則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。
- 付則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表

経費の区分	補助対象事業の内容	補助対象限度額
危険住宅の除却等に要する経費 (除却費等)	危険住宅の移転を行う者に対して、その住宅の除却等に要する費用を交付する事業	1 戸あたり 975 千円を限度する。
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)および改修に要する経費 (建物助成費)	危険住宅の移転を行う者に対して、その住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)または改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率 8.5% を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業	1 戸あたり 4,210 千円(建物 3,250 千円、土地 960 千円)を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域および出水による災害危険区域(以下「特殊土壌地帯等」という。)については、1 戸あたり 7,318 千円(建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円)を限度とする。

滋賀県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

滋賀県知事

(補助事業主体の長)

年度において滋賀県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業について、滋賀県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- |   |      |
|---|------|
| (1) 事業計画書   | 別添 1 |
| (2) 収支予算書   | 別添 2 |
| (3) 予算議決書   | 別添 3 |
| (4) 交付申請額の算出方法および事業経費の配分書                                   | 別添 4 |
| (5) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳<br>(危険住宅の除去等に要する経費)                   | 別添 5 |
| (6) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳<br>(危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)または改修に要する経費) | 別添 6 |
| (7) 危険住宅の位置図  | 別添 7 |
| (8) 写真  | 別添 8 |

別添1

事業計画書（変更事業計画書）

1 事業の内容

市町名：

	戸数(戸)	補助対象経費 (千円)	補助事業主体が補 助する額(千円)	事業費内訳(千円)			備考
				国庫補助金	県補助金	市町負担金	
がけ地近接等危険住宅移転事業							

2 実施期間 開始（予定）日 年 月 日  
終了（予定）日 年 月 日

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画件数および交付決定額を上段に括弧書きし、変更後の計画件数および交付申請額を下段に記載すること。

別添2

収支予算書（変更収支予算書）

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

予 算 議 決 書(抜粋)

会計名：一般会計

(単位：千円)

歳入予算

財源区分	区 分 財源内訳	がけ地近接等危険住宅移転事業				計
		当 初	第1回変更	第2回変更	第3回変更	
		議 決 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
一般財源						( )
特定財源	国庫補助金					( )
	県補助金					( )
	地方債					( )
	その他の財源					( )
計		0				( )

歳出予算

予 算 科 目		がけ地近接等危険住宅移転事業				計
		当 初	第1回変更	第2回変更	第3回変更	
		議 決 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
(目)						( )
(節)	共 済 費					( )
	賃 金					( )
	報 償 費					( )
	旅 費					( )
	需 用 費					( )
	役 務 費					( )
	委 託 料					( )
	使用料および 賃 借 料					( )
	備品購入費					( )
	負担金および 交 付 金					( )

- (注1) 本表は当該申請事業に係る予算のみを抜粋して記録すること。
- (注2) 事業欄には、申請に係る当該事業名を記載して予算議決(補正を含む)ごとに予算額および議決年月日を記載すること。なお、補正予定があれば、〇月議決予定として記載すること。
- (注3) 歳出予算科目は(目)および(節)まで記載すること。



別添4

交付申請額の算出方法および事業経費の配分書

経費の区分名 ※	戸数(戸)	補助対象事業費 (千円)	補助対象限度額 (千円)	補助事業主体の補助額 (千円)	補助金交付申請額 (千円)	備考

※経費の区分名欄には、別表「経費の区分」欄に示す「除却費等」または「建物助成費」の別を記入してください。また、「建物助成費」の場合は、「建設」、「購入」、「改修」の別を併記してください。

別添5

がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳（危険住宅の除去等に要する経費）

世帯主名	種類別										計 事業費 総額	補助対象 事業費	備考
	① 撤去費		② 動産移転費		③ 跡地整備費		④ 仮住居費		⑤ その他移転に 伴う経費				
	費用	積算内 訳	費用	積算内 訳	費用	積算内 訳	費用	積算内 訳	費用	積算内 訳			

（注）「補助対象事業費」欄は一物件ごとに補助対象限度額をこえる場合は限度額を、その他の場合は事業費総額をその費用とし、いずれも千円単位として端数は切り捨てて記入する。

別添6

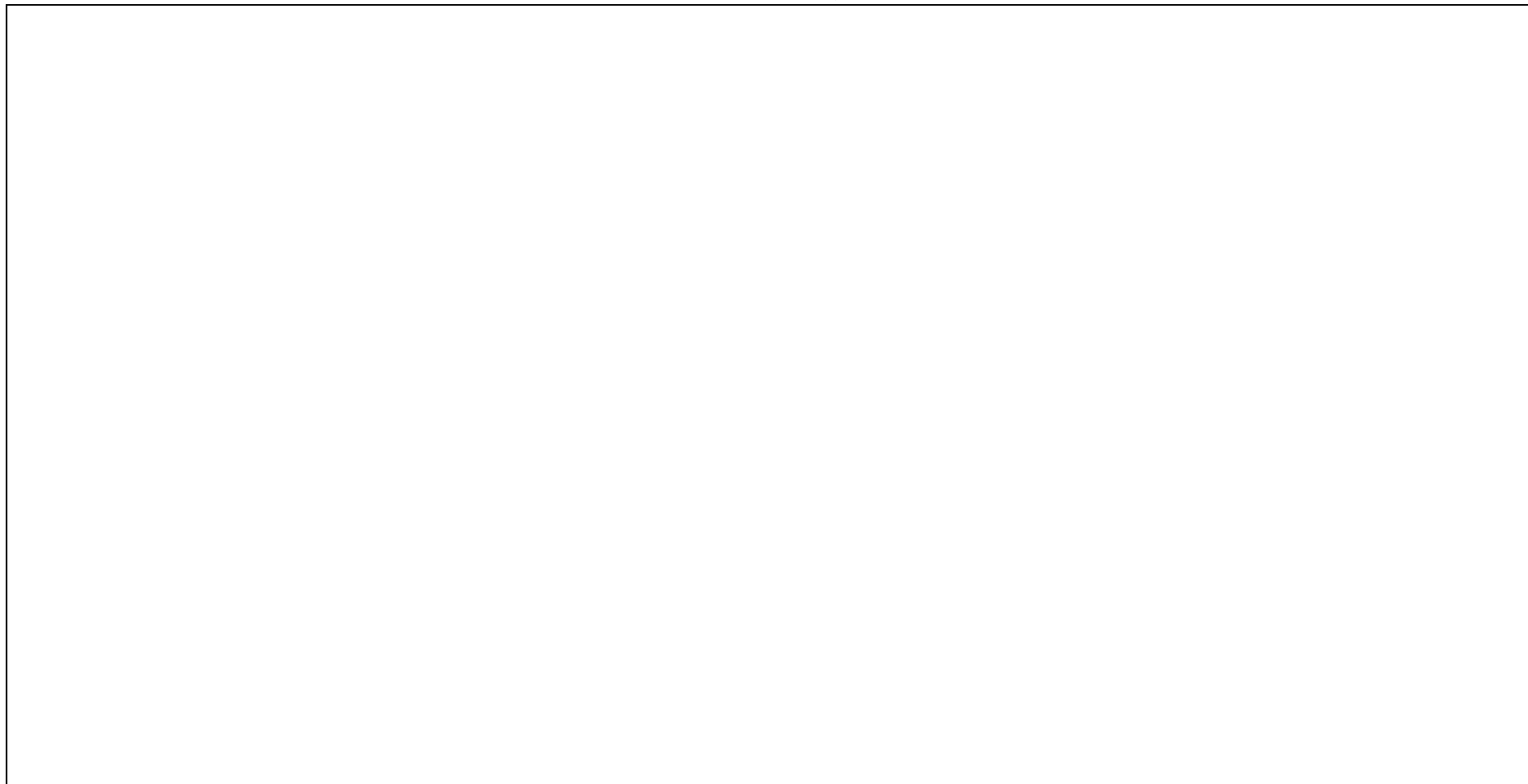
がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳（危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）または改修に要する経費）

世帯主名	種類別								事業費総額 ①+② (千円)	補助対象事 業費(千円)	備考
	① 建物				② 土地						
	借入額 (千円)	利 率 (%)	期 間 (カ月)	事業費 (千円)	借入金 (千円)	利 率 (%)	期 間 (カ月)	事業費 (千円)			

(注) 事業費欄は利息総額を記入する。

別添7

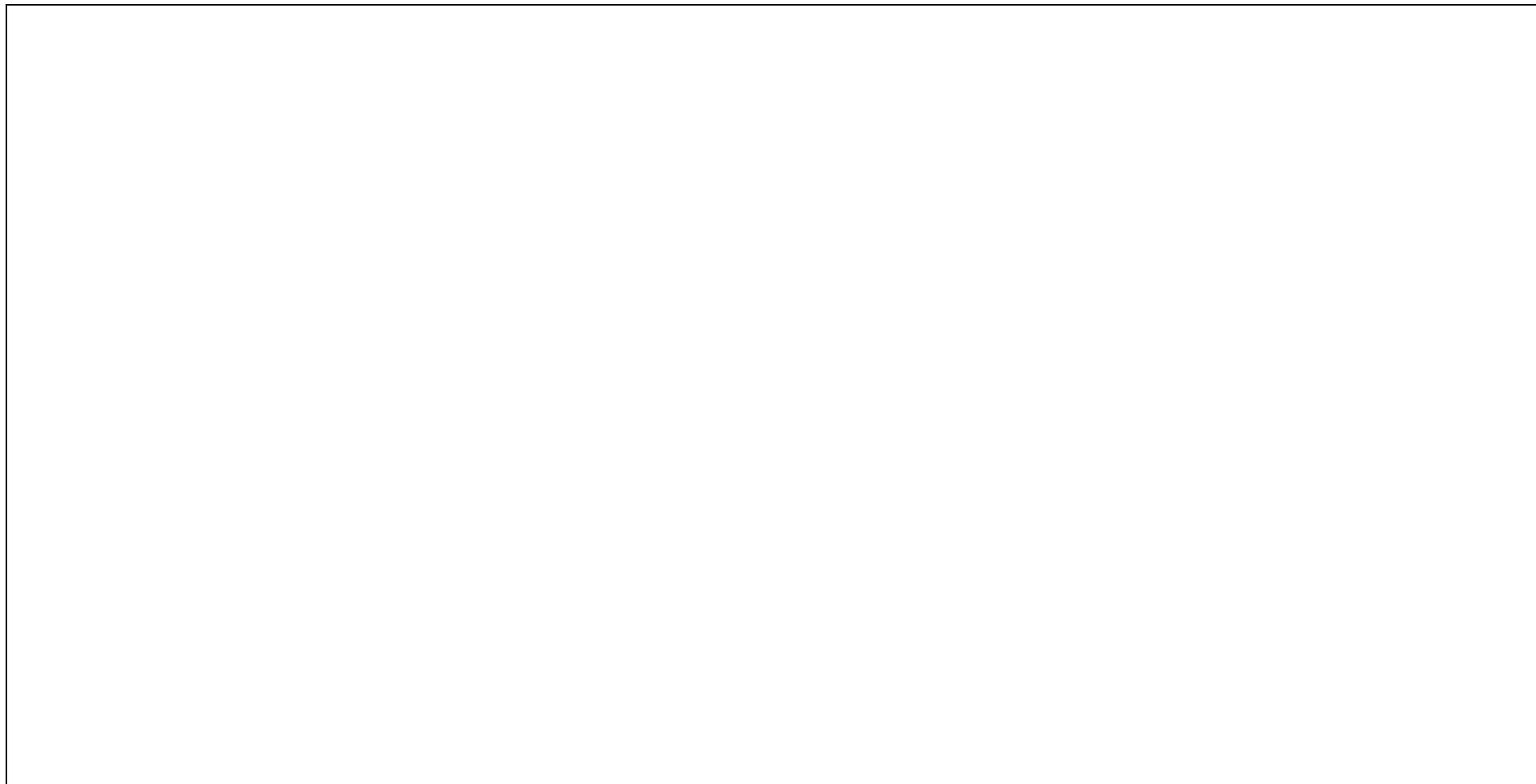
危険住宅の位置図



(注) 位置図は当該市町の1/10,000の管内図、附近見取図、危険住宅のがけ地断面図とすること。

別添8

写 真



(補助事業主体の長)

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度  
がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年  
規則第9号)第4条の規定により、下記のとおり交付を決定したので、同規則第6条の規定  
により、通知する。

年 月 日

滋賀県知事

記

- 1 この補助金の対象となる事業およびその内容は、年 月 日付け  
第 号による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 この事業に要する経費の配分および配分された経費の額に対応する補助金の額は、前  
記 1の交付申請書記載のとおりとする。
- 4 この補助金の額の確定は、補助事業に要した経費が2の額をそれぞれこえるときは、  
2の補助金の額で行うものとする。
- 5 交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
    - イ この事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合
    - ロ この事業に要する経費の配分を変更する場合
    - ハ この事業を中止し、または廃止する場合
  - (2) この事業が 年 月 日までに完了しない場合またはこの事業の  
遂行が困難となった場合は、すみやかに、知事に報告して、その指示を受けな  
ければならない。
  - (3) この補助金について、当該補助事業者の歳入歳出予算における予算科目別の計  
上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。
  - (4) この事業を完了した場合において、機械、器具、仮設物、その他の備品および  
材料が残存するときは、知事の承認を得て、当該事業の完了後これと同種の他の  
補助事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価額にこの事業に係る国の  
補助率を乗じて得た金額を返還しなければならない。
- 6 補助事業の条件
  - (1) 補助金等の使用にあたっては、当該補助金等の交付の目的に反しないこと。
  - (2) 危険住宅の除却後の跡地について適正な管理を行うこと。

別記様式第3号

第 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

(補助事業主体の長)

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた  
年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、変更交付を受けたいの  
で、下記の通り申請します。

記

1 変更を必要とする具体的な理由

2 県費補助金交付変更額

交付決定金額	金	円
差引増△減額	金	円
交付変更申請金額	金	円

(注) 申請書の内容および添付書類等は、すべて交付申請書の内容および添付書類を準用し、交付決定と変更しようとする内容が対比できるよう既申請部分は上段( )書きで、変更後申請分は下段に記入する。

別記様式第4号

第 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

(補助事業主体の長)

年度がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知を受けた標記事業については、今般下記のとおり事業内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変 更 内 容
- 2 変 更 理 由
- 3 関 係 書 類



別記様式第5号

第 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

(補助事業主体の長)

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の経費の配分の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業補助金の経費の配分を下記理由により別紙のとおり変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 経費の配分の変更を必要とする具体的な理由
- 2 経費の配分の変更内訳書（別紙のとおり）

滋賀県知事 様

(補助事業主体の長)

年度がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた  
標記の事業が完了したので、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添  
え、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 がけ地近接等危険住宅移転事業

2 補助金の交付決定額およびその精算額

補助金交付決定額 金 円

補助金精算額 金 円

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 補助事業の成果

計画世帯数			完了世帯数		
除 却	建 物	土 地	除 却	建 物	土 地

5 添付書類

(1) 補助金精算調書

(2) 国庫補助金受入調書

(3) 残存物件調書

(4) 図面および写真(写真は原則として、施工前・施工後のものを添付すること。)

(5) その他

(イ) 除却等については、施工業者の請求書の写し、または領収書等の写し

(ロ) 建物助成については、金融機関等からの融資契約書の写し、またはこれに  
代わる証明書等

別記様式第7号

第 号  
年 月 日

補助事業主体の長名

滋賀県知事

年度がけ地近接等危険住宅移転事業県費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度が  
け地近接等危険住宅移転事業費補助金については、滋賀県補助金等交付規則第13条の規定  
により、下記のとおり確定したので通知する。

記

確定補助金額	金	円
交付決定金額	金	円
交付済補助金額	金	円
返還金額	金	円